

名古屋市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第77号

名古屋市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

名古屋市公衆浴場法施行細則（昭和35年名古屋市規則第24号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

名古屋市公衆浴場法等施行細則

第 1条を次のように改める。

（趣旨）

第 1条 この規則は、公衆浴場法（昭和23年法律第 139号。以下「法」という。）、公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号。以下「規則」という。）及び名古屋市公衆浴場法施行条例（平成24年名古屋市条例第91号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2条に次の 1項を加える。

2 前項の営業許可申請書には、保健所長が必要と認める書類を添付しなければならない。

第4条中「申請者（」の次に「条例第2条第1号に規定する」を加え、「（温湯、潮湯又は温泉を使用して、男女各1浴室に同時に多数人を入浴させる公衆浴場であつて、日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるものをいう。以下同じ。）」を削り、「むねあげ」を「棟上げ」に改める。

第6条に次の1項を加える。

2 前項の営業承継届には、保健所長が必要と認める書類を添付しなければならない。

第7条第2項中「前項の届出事項が営業施設の」を「第1項の規定による営業変更届であつて、公衆浴場の」に、「とき」を「ものを提出した者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の営業変更届には、保健所長が必要と認める書類を添付しなければならない。

第9条を第11条とし、第8条第1項中「営業施設」を「公衆浴場」に改め、「ときは、」の次に「当該公衆浴場に係る業務を適正に実施するため、」を加え、同条第2項を削り、同条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

（水質基準）

第8条 条例第4条第2項第4号アの規則で定める水質基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる基準とする。ただし、第1号ア及びイ並びに第2号アからエまでに掲げる基準にあつては、市長が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、その全部又は一部を適用しないことができる。

(1) 浴槽水（浴槽内の湯又は水をいう。以下同じ。） 次に掲げる基準

ア 濁度は、5度以下であること。

イ 次のいずれかの要件を満たすこと。

(ア) 有機物（全有機炭素（TOC）の量をいう。以下同じ。）は、1リットルにつき8ミリグラム以下であること。

(イ) 過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき25ミリグラム以下であること。

ウ 大腸菌は、1ミリリットルにつき1個以下であること。

エ レジオネラ属菌は、検出されないこと。

(2) 浴槽に新たに供給される湯若しくは水又は湯栓若しくは水栓から供給さ

れる湯若しくは水 次に掲げる基準

ア 色度は、5度以下であること。

イ 濁度は、2度以下であること。

ウ 水素イオン濃度は、水素指数 5.8以上 8.6以下であること。

エ 次のいずれかの要件を満たすこと。

(ア) 有機物は、1リットルにつき3ミリグラム以下であること。

(イ) 過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき10ミリグラム以下であること。

オ 大腸菌は、検出されないこと。

カ レジオネラ属菌は、検出されないこと。

(3) 前2号に掲げる湯又は水以外の入浴者の浴用に供する湯又は水 レジオネラ属菌は、検出されないこと。

(浴槽水の水質検査)

第9条 条例第4条第2項第5号イの規定による浴槽水の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 水質検査の項目は、レジオネラ属菌とすること。

(2) 水質検査は、1年に1回以上行うこと。ただし、ろ過器を使用して浴槽水を24時間以上にわたり完全に排水せずに使用する方式の浴槽にあっては、6月に1回以上行うこと。

第1号様式(表)中

「

公衆浴場の種類	
---------	--

を

」

「

公衆浴場の区分	
公衆浴場の種類	

に、

」

「営業施設」を「公衆浴場」に改め、同様式(裏)を次のように改める。

(裏)

(併せて提出する書類)

- 1 付近見取図（公衆浴場の所在地を中心とする半径 250メートルの地域内見取図）
- 2 敷地及び建物配置図（縮尺及び方位を明示したもの）
- 3 構造設備の位置を明らかにした各階平面図（縮尺及び方位を明示したもの）
- 4 浴室その他の入浴者の浴用に供する場所に係る構造設備を明らかにした書類（縮尺を明示したもの）
- 5 給排水設備の系統図及び配管図
- 6 入浴者の浴用に供する湯又は水に係る配管系統図及びろ過器等に係る構造設備を明らかにした書類
- 7 第 8条第 2号に定める基準に係る水質検査成績書（水道水以外の水を使用する場合に限る。）
- 8 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 9 その他保健所長が必要と認める書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 2号様式中「営業の種類」を「公衆浴場の区分」に改める。

第 3号様式中「種類」を「区分」に改める。

第 5号様式及び第 6号様式中「営業の種類」を「公衆浴場の区分」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 8年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 9条を第11条とし、第 8条を第10条とし、第 7条の次に 2条を加える改正規定は、同年 7月 1日から施行する。
- 2 施行日から令和 8年 6月30日までの間におけるこの規則による改正後の名古屋市公衆浴場法等施行細則（以下「新規則」という。）第 1号様式（裏）の規定の適用については、同様式（裏）中「第 8条第 2号に定める基準に係る水質検査成績書（水道水以外の水を使用する場合に限る。）」とあるのは、「水道水以外の水を浴槽水として使用する場合は、水質検査成績書」とする。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市公衆浴場法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて交付されている許可書及び通知書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書及び届は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 5 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。